

原規規発第2305175号
令和5年5月17日

原子力委員会 殿

原子力規制委員会
(公印省略)

京都大学複合原子力科学研究所原子炉設置変更承認（研究用原子炉の変更）に関する意見の聴取について

上記の件について、令和3年12月14日付け21京大施環化第110号（令和5年2月10日付け22京大施環化第106号、令和5年3月24日付け22京大施環化第124号及び令和5年4月13日付け23京大施環化第2号をもって一部補正）をもって、国立大学法人京都大学 学長 湊 長博から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第26条第1項及び第76条の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、同法第26条第4項において準用する同法第24条第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第26条第4項において準用する同法第24条第2項の規定に基づき、別紙のとおり同条第1項第1号に規定する基準の適用について、貴委員会の意見を求める。

(別紙)

京都大学複合原子力科学研究所原子炉設置変更承認申請書（研究用原子炉の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する承認の基準への適合について

令和3年12月14日付け21京大施環化第110号（令和5年2月10日付け22京大施環化第106号、令和5年3月24日付け22京大施環化第124号及び令和5年4月13日付け23京大施環化第2号をもって一部補正）をもって、国立大学法人京都大学 学長 湊 長博から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第26条第1項及び第76条の規定に基づき提出された京都大学複合原子力科学研究所原子炉設置変更承認申請書（研究用原子炉の変更）に対する法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号に規定する承認の基準への適合については以下のとおりである。

本件申請については、試験研究用等原子炉の使用の目的及び使用済燃料の処分の方法を変更するものではないことから、試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。